

令和7年度静岡県次世代エアモビリティの社会実装に向けた 拠点設置可能性調査業務委託 仕様書

1 名称

令和7年度静岡県次世代エアモビリティの社会実装に向けた拠点設置可能性調査業務委託

2 目的

機体メーカーの開発が進むにつれ、世界各国で次世代エアモビリティ(eVTOL)の導入に向けた動きが加速している。

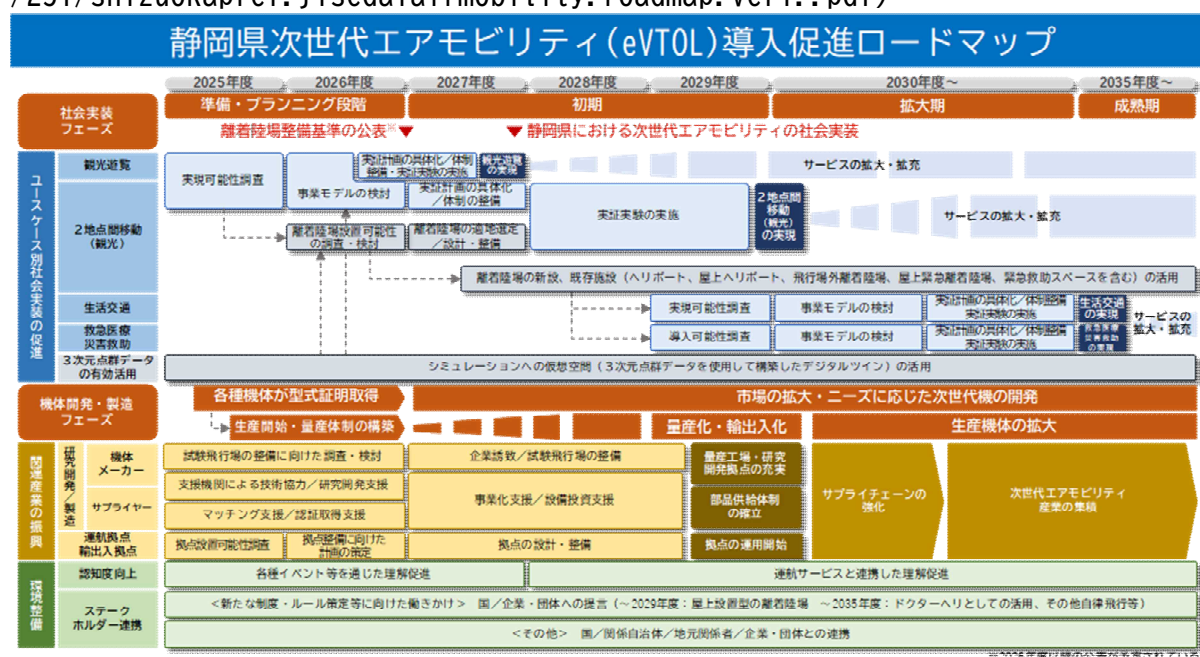
国内においては、大阪・関西万博においてデモ飛行が実施されるとともに、全国各地で社会実装に向けた検討が始まっている。

このような中、本県においては、令和6年12月に「静岡県次世代エアモビリティ(eVTOL)導入促進ロードマップ(以下、「ロードマップ」という。)」を公表し、先進導入地域に向けた取組を推進している。

本業務委託では、本県における次世代エアモビリティ(eVTOL)の運航に必要な拠点等の設置可能性を調査する。

■ロードマップ(令和6年12月公表)

(https://www.pref.shizuoka.jp/_res/projects/default_project/_page/001/068/251/shizuokapref.jisedaiairmobility.roadmap.ver1..pdf)



3 履行期間

契約締結の日から令和8年3月27日(金)まで

4 業務内容

(1) 運航拠点

・機体の整備機能等を有する運航拠点について、下表のとおり調査する。

#	区分	内容
1	利用用途調査 機能・条件調査	①想定される関係者（※）へのヒアリング等を通じて拠点の利用用途やニーズ、役割を調査すること ※ヒアリング先が特定の事業者やグループに偏ることがないように多岐にわたる業種（機体開発メーカー、デベロッパーや商社など）かつ多数の事業者（海外事業者含む）にヒアリングすること。 ②①を踏まえ、拠点に必要な機能を調査すること ③②の機能を整備するための制約条件等を調査すること
2	候補地調査	①将来的な静岡県における様々なユースケースの運航サービスの活用・発展の可能性を検討し（※）、その仮定の元、上記1の調査結果を踏まえて候補地を調査すること ※運航拠点は、静岡県における運航サービスのハブ（バーティカルハブ）となることが期待されることから、整備機能を具備する施設に留まらず、県内における運航サービスの将来像の観点からも検討する ②拠点整備後の活用を見据え、単なるデスクトップリサーチに留まらない方法（例：仮想空間上でのシミュレーションやヘリコプターによる実証）で候補地の活用可能性について検証すること
3	課題整理	①海外事例や類似事例を踏まえて、拠点設置に向けた課題を整理すること

(2) 輸出入拠点

・海外機の輸入拠点や国産機の輸出拠点の設置可能性について、下表のとおり調査する。

#	区分	内容
1	利用用途調査 機能・条件調査	①想定される関係者（※）へのヒアリング等を通じて拠点の利用用途やニーズ、役割を調査すること ※ヒアリング先が特定の事業者やグループに偏ることがないように多岐にわたる業種（機体開発メーカー、デベロッパー、商社や物流事業者など）かつ多数の事業者（海外事業者含む）にヒアリングすること。 ②①を踏まえ、拠点に必要な機能を調査すること ③②の機能を整備するための制約条件等を調査すること

2	候補地調査	①上記1の調査結果を踏まえ、静岡県内の活用可能性の高い候補地を調査すること
3	課題整理	①海外事例や類似事例を踏まえて、拠点設置に向けた課題を整理すること

5 成果物

成果物	期限	備考
パース	令和8年3月	県民や関係事業者向けの広報活動に使用するため、静岡県におけるユースケース毎の活用・発展イメージや各拠点の活用イメージを描いた図（パース）を3枚程度制作すること
報告書	令和8年3月	公開版・非公開版を作成（予定）

6 著作権等の知的財産権の取扱い

- (1)知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権及び商品表示・商品形態等）並びに肖像権及びパブリシティ権等（以下、「知的財産権等」という。）について処理済の素材を使用すること。
- (2)受託者は、本委託の成果物が第三者の知的財産権等を侵害していないことを保証し、映像、イラスト、写真、人物、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ県に通知するとともに、第三者との間で発生した知的財産権等に関する手続きや使用料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (3)受託者が作成した本契約の成果物に関する所有権及び著作権は、作成した時をもって受託者から県に無償で移転し、県に帰属する。
（ただし、受託者が従来から有していた権利及び第三者が権利を有する物の知的財産権等は、受託者または当該第三者に留保されるものとする。）
- (4)成果物に関する著作権者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。
また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作権者人格権についても行使させないことを約するものとする。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (5)成果物に関し、第三者から知的財産権等の侵害の申立てを受けた場合、県の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用をもって処理すること。
- (6)その他、知的財産権等に関して疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

7 再委託の制限

- (1)受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2)受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合は、事前に県に対して書面にて、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に関する管理方法等の必要事項を報告し、承認を得なければならない。

8 災害時の対応

- (1)災害や事故に備えた危機管理体制を整備し、緊急時には迅速な対応を行うこと。
- (2)自然災害や感染症等の影響により、本業務の実施時期を変更する必要があると県が判断した場合は、双方協議の上、実施時期を変更するよう努めること。
- (3)自然災害や感染症等の影響により、業務の一部又は全部が実施できない場合は、双方協議の上、契約の変更又は解除をする可能性があることに留意すること。
- (4)上述以外の特に定めのない事項については、県の指示に従うものとする。

9 その他

- (1)上記のほか、本業務に関して更に必要な業務等がある場合は、幅広く提案し、県と協議の上実施すること。
- (2)本業務の遂行にあたっては、受託者は県と常に密接な連絡をとり、その指示及び承認を受けること。
- (3)県から指示があった場合には、速やかに本業務委託の進捗状況を報告すること。
- (4)県は、受託者が本仕様書に定める事項を逸脱する行為をしたと認めた場合、受託者に再業務を命じることができるものとする。また、受託者が再業務に応じないとき又は再業務の実施が困難であると県が認めた場合、契約の解除をすることができるものとする。
- (5)本業務において、個人情報を取り扱う作業を行う場合は、起こりうるミスやインシデントを想定し、情報セキュリティ対策を徹底すること。
- (6)本業務を執行する上で関連して必要となる事項で、本仕様書に記載されていないものについては、県及び受託者の協議により決定する。